

# 養育医療の給付を申請される方へ

## 【制度の概要】

この制度は、小平市にお住まいの新生児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行なうものです。体重が2,000グラム以下又は2,000グラム以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。申請書類を審査し給付を決定しますと、医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

指定医療機関の窓口で医療券と健康保険証を提示することにより医療の給付を受けることができます。

## 【給付の対象等】

1 給付の対象	次の(1)又は(2)に該当する新生児の入院治療 (1) 出生時体重が2,000グラム以下の乳児 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある乳児 ア 一般状況（運動不安・けいれん・運動異常） イ 体温が摂氏34度以下 ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等） エ 消化器系（生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等） オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等）
2 自己負担額	養育医療にかかる医療費（健康保険が適用されるもの）のうち、一部を保護者の区市町村民税額に応じて負担していただきます。 ※ 乳幼児医療証をお持ちの方は、食事療養費相当分を除いた分を乳幼児医療証の担当部署に請求できます。 なお、別紙の委任状を提出いただいた場合は、健康推進課が直接乳幼児医療費担当部署に請求し徴収額に充当しますので、自己負担分が残っている場合のみご負担いただきます。
3 医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込み期間に基づき有効期間を決定します。 ※ 有効期間は最長で満1歳の誕生日の前日までです。
4 当制度を使える医療機関	東京都の指定する指定養育医療機関

**【必要書類】**

1 養育医療申請書	保護者の方がご記入ください。
2 養育医療意見書	主治医に記入、押印をしてもらってください。
3 世帯調書	保護者の方がご記入ください。
4 健康保険証の写し等	健康保険証（有効期限内のもの）の写し、資格確認書の写し、マイナポータルから確認できる「資格情報画面」を印刷したもの（記号・番号・枝番、氏名、生年月日、性別、資格取得年月日、被保険者氏名（世帯主氏名）、保険者等番号、保険者名をすべて確認できるもの）のいずれか  給付対象となるお子様本人のものが未発行の場合は、加入予定の保険の被保険者（世帯主）の方のものをご用意ください。
5 保護者の個人番号（マイナンバー）確認書類【確認のみ】	個人番号通知カード、個人番号カード、個人番号が記載された住民票の写しのいずれか
6 本人確認書類【確認のみ】	個人番号カード、運転免許証、パスポート、その他官公署発行で写真付きの氏名、生年月日、住所が記載されているもの
7 市町村民税の（非）課税証明書（※）	<u>マイナンバーによる情報連携に同意されない方、または情報連携ができない方のみ</u> 必要。基準日に住民登録されていた住所地で証明書を取得してください。 <b>【基準日】</b> 1月～6月申請：前年1月1日 7月～12月申請：当年1月1日
8 生活保護受給証明書（※）	<u>生活保護受給世帯の方のみ</u> 必要
9 委任状	ご提出いただくことで、自己負担分について健康推進課が乳幼児医療証担当部署に直接請求できるようになります。

（※）の書類は、該当の方のみご提出ください。

**【医療券の交付】**

申請書に不備のない場合は、申請受理後30日程度で交付します。（郵送により交付します。）

**【医療券の変更等】**

事 項	必要な書類	備 考
住所・保険証を変更したとき	変更届	保険証の変更の場合は、新しい保険証を持参してください。
医療券を紛失、棄損したとき	再交付申請書	
有効期間を超えて治療を継続する場合	継続申請書、継続意見書、世帯調書、（※）の書類	（※）の書類は該当の方のみご提出ください。
入院している病院を転院する場合	医療給付申請書、養育医療意見書、追加意見書	追加意見書は転院前の医師に、養育医療意見書は転院後の医師に記入していただってください。

別表 1 徴収基準額表（養育医療給付事業）

階層区分	世帯の階層の区分	徴収基準月額 (円)		徴収基準加算月額 (円)
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0		0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600		260
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	5,400		540
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額		
		15,000円以下	D1	7,900
		15,001円～21,000円	D2	10,800
		21,001円～51,000円	D3	16,200
		51,001円～87,000円	D4	22,400
		87,001円～171,300円	D5	34,800
		171,301円～252,100円	D6	49,400
		252,101円～342,100円	D7	65,000
		342,101円～450,100円	D8	82,400
		450,101円～579,000円	D9	102,000
		579,001円～700,900円	D10	123,400
		700,901円～849,000円	D11	147,000
		849,001円～1,041,000円	D12	172,500
		1,041,001円～1,222,500円	D13	199,900
		1,222,501円～1,423,500円	D14	229,400
		1,423,501円以上	D15	全額
				左の徴収基準額の10% (最低26,300円)

備考

- この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するま

での期間は、前年度の市町村民税によることとする。

#### 4 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

#### 5 徴収月額の決定の特例

(1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 入院期間が、1カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。（ただし、D15階層を除く。）